短期大学・高等専門学校	指定学科卒業後	—		5年以上	2年以上
	指定学科以外卒業後	2級合格者	専任の主任技術者を1年以上経験した者	7年以上	
		上記以外の者		7年6箇月以上	3年以上
高等学校	指定学科卒業後	2級合格者		9年以上	
			専任の主任技術者を1年以上経験した者	7年以上	
		専任の主任技術者を1年以上経験した者		8年以上	
		5年以上の実務経験の後、専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上ある者		8年以上	
		上記以外の者		10年以上	3年以上
	指定学科以外卒業後※1	2級合格者		10年6箇月以上	
			専任の主任技術者を1年以上経験した者	8年6箇月以上	
		専任の主任技術者を1年以上経験した者		11年以上※2	
		上記以外の者		11年6箇月以上	4年6箇月以上
その他の者		2級合格者		14年以上	
			専任の主任技術者を1年以上経験した者	12年以上	
		専任の主任技術者を1年以上経験した者		13年以上	
		上記以外の者		15年以上	8年以上

※1　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験に合格した者を含む。

※2　職業能力開発促進法による2級造園技能検定合格者にあっては9年6箇月以上

資　　格	実務経験年数（1級学科試験）
2級造園施工管理技術検定合格者	2級合格後5年以上
	2級合格後1年以上の専任の主任技術者経験を含む3年以上
	2級合格後専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験2年以上を含む3年以上

（注1）1級造園施工管理技術検定試験については、上記実務経験年数のうち1年以上の指導監督的実務経験年数が必要となる。

（注2）実務経験年数は、試験日の前日まで計算する。

2級合格者の実務経験年数は、その試験の合格発表日より計算する。

ロ　職業能力開発促進法による「造園」の技能検定合格者。ただし、1級の場合には、1級造園技能検定合格者のみ。なお、平成16年度以降の「造園」の技能検定合格者の場合は実務経験年数が必要であり、1級造園施工管理技術検定試験の受験資格は「1級技能検定合格者で、1年以上の指導監督的実務経験年数を含む10年以上」、2級造園施工管理技術検定試験は「1級技能検定合格者」又は「2級技能検定合格者で実務経験年数が4年以上」となる。

ハ　2級造園施工管理技術検定・学科試験のみの受験においては次の1）、2）又は3）のいずれかに該当する者

1）学校教育法による大学の指定学科を修め卒業後1年以内の者又は試験日の属する年度の3月までに指定学科を修めて卒業見込みの者

2）学校教育法による短期大学又は高等専門学校の指定学科を修め卒業後2年以内の者又は試験日の属する年度の3月までに指定学科を修めて卒業見込みの者

3）学校教育法による高等学校又は中等教育学校の指定学科を修め卒業後3年以内の者又は試験日の属する年度の3月までに指定学科を修めて卒業見込みの者

⑵　1級造園施工管理技術検定・実地試験の受験資格は次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度1級造園施工管理技術検定・学科試験合格者

ロ　学科試験免除者

1）平成26年度1級造園施工管理技術検定・学科試験合格者

2）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門及び森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）に合格した者で、1級造園施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

⑶　2級造園施工管理技術検定・実地試験の受験資格は、次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度2級造園施工管理技術検定・学科試験受験者（ただし、⑴のハによる学科試験のみの受験者を除く）

ロ　学科試験免除者

1）平成26年度2級造園施工管理技術検定・学科試験合格者

2）技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門及び森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）に合格した者で、2級造園施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

3）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後1年以内に2級の造園施工管理技術検定・学科試験に合格（在学中の合格も含む。以下同じ。）し、卒業した後4年以内に行われる連続する2回の2級造園施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で、造園施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者

4）学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、在学中に規則第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後2年以内に2級の造園施工管理技術検定・学科試験に合格し、卒業した後5年以内に行われる連続する2回の2級造園施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で、造園施工管理に関し2年以上の実務経験を有する者